

消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の概要

令和 5 年 7 月 31 日
清須市地域包括ケアシステム推進委員会

清須市消費生活センター 相談員 松永恵子

1、消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)

- ・消費者安全法 (H26.6 改正) → 設置を規定
 - 個人情報保護法 例外規定の適用が可能
 - 既存のネットワークを「消費者安全確保地域協議会」として位置づけることが可能
 - 人口 5 万人以上の全市町村での設置を目標に掲げる(消費者庁 H27.3)

2、愛知県内自治体 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)設置状況
(R5.5 末時点)

- ◆愛知県内 54 市町村の内 30 市町村が設置済み(28 市 2 町)
 - 県内 38 市の内、既に 28 市が設置済み

3、高齢者における消費者トラブルの傾向 → 「お金」「健康」「孤独」への不安

【消費生活センターと地域・関連機関との連携事例】

- (1) 無料点検をきっかけに、相場の 3 倍近い金額でブロック塀工事を契約させられた。(80 代 男性)
- (2) 長期に渡り、業者が次々と訪問し不要な商品を強引に買わされたていた。
(80 代 女性)
- (3) 3 億円受け取れるとの SMS を信じ込み、コンビニでプリペイドカードを買い続け、わずか 10 日程で銀行預金のほとんどを引き出してしまった。病気の後遺症で働けない。生活費がない。(60 代 女性)

※ 地域での「気づき」に加え「つながり」があったらどうだろう？



4、消費生活センターと地域組織・関連機関との連携、及び相互理解

当事者 → 「トラブルに遭っている自覚が低い」

→ 「自ら声を上げて SOS を発することが難しい」

・周囲の見守り → 「気づいて、つなぐ」 → 被害の未然防止・拡大防止

・社会福祉法 → 地域共生社会の実現

・重層的支援体制整備事業と消費者安全確保地域協議会制度との連携について

→ 消費者被害の防止は、財産の権利擁護という福祉の目的の一部

(R3.10.1 厚生労働省・消費者庁)

・高齢者虐待防止法 → 高齢者の資産や財産に対する被害 → 経済的虐待

5、見守りネットワーク構築に向けて今後の課題(消費生活センターの立場から)